

令和5年度

福島地方最低賃金審議会

第3回自動車小売業専門部会

議 事 録

日 時：令和5年10月4日(水)

13:30～14:40

場 所：福島合同庁舎 3階共用会議室

出席者：(公)長谷川、森谷

(労)鎌田、志賀、鈴木(克)

(使)大内、森、宗形

1 開 会

(部会長) 定刻になりましたので、これより第3回自動車小売業最低賃金専門部会を開催します。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、公益の元井委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

2 議 事

(部会長) それではこれより議事に入ります。

(1) 金額審議について

(部会長) まず、使用者側から資料をいただいておりますので、こちらの説明をお願いします。

(宗形委員) 参考ということで資料を出させていただきました。これはオートオークション協議会ということで、日本のオークションをまとめている協議会になります。ここに日本の車業界の概要が書いてあります。概要につきましては、コロナからの回復、円安による不安要素、ビッグモーターに対しての信頼問題というキーワードがあったかと思います。国内の新車販売ですが、こちらの方も去年より上回るだろうというデータが出ております。また、国内の中古車販売も去年よりは10万台近く回復するのではないかとようになっております。中古車の輸出は、過去最高の140万台が輸出されるだろうという状況になっております。オークションの方も順調にきている、成約率についても高い率を維持している、取引単価も去年よりは大きく70万円代を維持している、コロナの時は55万円代という数字が出ておりますので、それから見ると回復してきているということで、車業界の良い部分が載っております。あくまでも去年と比べた数字になっております。

労働側には徐々に回復しているのであればという情報ですが、コロナ以前に戻っていないということが示されているということです。新車販売ですが、19年対比で8月ですと12.4%マイナス。7月は17%マイナスということで、徐々に回復はしているがコロナ前には戻っていないというデータが出ております。

仕事量は増えていると労働側からありましたが、コロナで仕事が少なくなっていた、新車の販売も部品不足で滞ったということで、そこから回復に向かっているということですが、コロナ前には戻っていないということが示されていると思います。

あくまでも良い状況ではないということでございます。

(部会長) ありがとうございます。今の資料に関して、何か質問等
ございますか。

(な し)

(部会長) では、金額の審議に入りたいと思いますが、前回、10月
2日に開催した第2回専門部会の金額審議において、労働者側
が2回、使用者側が1回の高額提示を行いました。金額の一
致には至らず、労働者側45円引き上げて967円。使用者側
28円引き上げて950円で、労使の提示額には17円の隔た
りがあります。委員の皆様には、本日、全会一致で結審し、早
期に発効できますよう、特段のご協力をお願いします。

前回の専門部会終了後に労使とも提示額について協議してい
ただいていることと思います。

使用者側より金額審議に入りたいと思いますが、よろしいで
しょうか。

《 異議なしの声 》

金額審議

(部会長) 各委員の皆様のご努力によりまして、金額の一致が得られ
ました。ありがとうございます。

それでは、本専門部会の結論について確認します。

福島県自動車小売業最低賃金を、次のように改正する。時間
額960円(引上げ額38円)とする。ということでよろしい
でしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 以上の金額をもって全会一致となりましたので、最低賃金
審議会令第6条第5項に基づき、本専門部会の決議をもって審
議会の決議とします。

事務局は、専門部会長から審議会会長へ提出する報告書の作成をお願いします。作成完了までの間、休憩とします。

(作成完了まで休憩)

(部会長) それでは再開します。

専門部会長から審議会会長へ提出する報告書を確認します。

【報告書原本を部会長に手交】

【報告書の写しを各委員へ配付】

(部会長) 報告書の読み上げをお願いします。

(室長) 【報告書の読み上げ】

(部会長) 以上の内容でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ただいまの報告書に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合は、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることから、専門部会長から労働基準部長へ答申文を手交することで、審議会会長から福島労働局長への答申とします。

事務局は準備をお願いします。

【部会長から基準部長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(部会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(部会長) 次に、田沼労働基準部長よりご挨拶をお願いします。

(基準部長) 基準部長の田沼と申します。9月15日から3回審議をいただきまして、今回全会一致にて960円の答申をいただきました。労使の皆様方には真摯なご審議をいただき、このような形で全会一致に至ったこと、ありがたいことだと思っております。本当にありがとうございます。引き続き周知等をさせていただきます。また、法定発効12月2日になる予定になってお

りますが、詳細につきましては事務局から説明させていただきます。

ありがとうございました。

(2) 今後の日程について

(部 会 長) 特定最低賃金の改正に関する今後の日程について、事務局より説明してください。

(室 長) 本日の答申内容を本日より15日間公示し、異議の申出を受け付けます。異議の申出があった場合には、異議申出に係る審議会を開催する予定です。異議申出に係る審議会を開催する場合は、日程調整を行い、確定次第、審議会委員の皆様にご連絡差し上げます。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議会の開催はなく、効力発生日は法定発効で最短で令和5年12月2日となります。

3 閉 会

(部 会 長) 専門部会委員の皆様には、ご多忙のところ長時間の審議の上、大変なご努力をいただきましたこと、全会一致で結審しましたこと、心よりお礼申し上げます。

以上をもちまして専門部会を閉会とします。